

➤ 公募による事業者の指定

指定地域密着型サービス事業者の指定は、申請に基づき、市町村長が行う。
 ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等のサービスについては、介護保険事業計画に基づくサービスの見込量の確保及び質の向上の観点から、市町村長の判断により、期間を定めて公募による事業者の指定を行うことができる。

対象となるサービス	次のサービスから市町村長が決定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
対象となる期間	市町村長が決定（市町村長指定期間）
対象となる区域・事業所	市町村長が公募により指定を行うことが適当な区域として定める地域 この区域に所在し、対象サービスを行おうとする事業所が公募の対象
申請による指定との関係等	市町村長指定期間中は、対象区域・サービスについて申請による指定は行わない
公募指定の単位、有効期間	公募指定は対象サービスの種類及びサービスを事業所ごとに実施 公募指定の有効期間は6年を超えない範囲で市町村長が決定
選考方法	<ol style="list-style-type: none"> ① 選考基準を設けて公表、基準に基づいて選考・決定 ② 公募を行う旨を広報紙、インターネットなど適切な方法で周知 ③ 応募の受付期間を十分に確保 ④ 選考の結果決定しなかったときは一定期間内に再公募を行う